

# 新旧対照表

改正案	現行
<p>物件等調査業務費積算基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年 4月 1日改正</p> <p><b>第1 適用範囲</b></p> <p>1 この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4 共通</li> <li>(2) 第5 権利調査</li> <li>(3) 第6 建物等の調査</li> <li>(4) 第7 営業その他の調査</li> <li>(5) 第8 予備調査</li> <li>(6) 第9 移転工法案の検討</li> <li>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</li> <li>(8) 第11 再算定業務</li> <li>(9) 第12 土地評価</li> <li>(10) 第13 補償説明、相続説明</li> <li>(11) 第14 多数共有地</li> <li>(12) 第15 用地交渉等</li> <li>(13) 第16 消費税等調査</li> </ul> <p>3 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> <p><b>第2 業務費の構成</b></p> <p>この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph TD     HI["業務費 (H)+(I)"] --- H["業務価格 (H)=(F)+(G)"]     HI --- I["消費税等相当額 (I)=(H)×消費税等の率"]     H --- FE["業務原価 (F)=(E)+(D)"]     H --- G["一般管理費 (G)"]     FE --- E["直接原価 (E)=[(A)+(B)+(C)+(D)]"]     FE --- D["間接原価 (D)"]     E --- A["直接人件費 (A)=(A1)+(A2)"]     E --- BC["直接経費 (B)+(C)+(D)"]     A --- A1["人件費 (A1)"]     A --- A2["賃金 (A2)"]     BC --- B["材料費等 (B)=(A)×率"]     BC --- C["旅費交通費 (※注意) (別途積算(C))"]     BC --- D2["その他 (D)"]     D --- D3["その他原価 (D)"]     D --- G2["一般管理費 (G)"]                     </pre> </div> <p>※注意 離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。 具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。</p>	<p>物件等調査業務費積算基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年 4月 1日改正</p> <p><b>第1 適用範囲</b></p> <p>1 この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4 共通</li> <li>(2) 第5 権利調査</li> <li>(3) 第6 建物等の調査</li> <li>(4) 第7 営業その他の調査</li> <li>(5) 第8 予備調査</li> <li>(6) 第9 移転工法案の検討</li> <li>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</li> <li>(8) 第11 再算定業務</li> <li>(9) 第12 土地評価</li> <li>(10) 第13 補償説明、相続説明</li> <li>(11) 第14 多数共有地</li> <li>(12) 第15 用地交渉等</li> <li>(13) 第16 消費税等調査</li> </ul> <p>3 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> <p><b>第2 業務費の構成</b></p> <p>この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph TD     HI["業務費 (H)+(I)"] --- H["業務価格 (H)=(F)+(G)"]     HI --- I["消費税等相当額 (I)=(H)×消費税等の率"]     H --- FE["業務原価 (F)=(E)+(D)"]     H --- G["一般管理費 (G)"]     FE --- E["直接原価 (E)=[(A)+(B)+(C)+(D)]"]     FE --- D["間接原価 (D)"]     E --- A["直接人件費 (A)=(A1)+(A2)"]     E --- BC["直接経費 (B)+(C)+(D)"]     A --- A1["人件費 (A1)"]     A --- A2["賃金 (A2)"]     BC --- B["材料費等 (B)=(A)×率"]     BC --- C["旅費交通費 (※注意) (別途積算(C))"]     BC --- D2["その他 (D)"]     D --- D3["その他原価 (D)"]     D --- G2["一般管理費 (G)"]                     </pre> </div> <p>※注意 離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。 具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。</p>

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等(注)は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費(図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代)及び消耗品費(用地調査等に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費)であって次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3(以下「1-3-3」という。)を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 補償説明、相続説明 多数共有地 消費税等調査	直接人件費の 1.91 パーセント
	用地交渉等	直接人件費の 2.97 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等(注)は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費(図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代)及び消耗品費(用地調査等に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費)であって次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3(以下「1-3-3」という。)を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 補償説明、相続説明 多数共有地 消費税等調査	直接人件費の 1.91 パーセント
	用地交渉等	直接人件費の 2.85 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 消費税等調査	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 消費税等調査	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は鹿児島県職員等の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という）で定める額（宿泊費上限額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例により宿泊費上限額は 10,000 円とする。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、一夜当たり 2,181 円を計上する。

但し、宿泊費に夕朝食代を含む場合は減額調整する。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接原価（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		日当・宿泊料（千円）
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 消費税等調査	6.1 X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接原価（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

## 4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木 造 特 殊 建 物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非 木 造 建 物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

- (1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	

## 4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木 造 特 殊 建 物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非 木 造 建 物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

- (1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	

木造建物C	棟	70㎡以上	主任技師	—	—	—	—
		130㎡未満	技師A	0.29	0.09	0.13	0.51人
			技師B	0.29	0.60	0.35	1.24人
			技師C	0.29	0.54	0.38	1.21人
			技師D	—	—	0.10	0.10人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知、以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-6

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00

600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種目	単位	規模	職種	内業			計	備考
				外業	調査	図面等		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95人	
		70㎡未満	技師B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知、以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

木造建物C	棟	70㎡以上	主任技師	—	—	—	—
		130㎡未満	技師A	0.29	0.09	0.13	0.51人
			技師B	0.29	0.60	0.35	1.24人
			技師C	0.29	0.54	0.38	1.21人
			技師D	—	—	0.10	0.10人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知、以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00

600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種目	単位	規模	職種	内業			計	備考
				外業	調査	図面等		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95人	
		70㎡未満	技師B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知、以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
		技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人		
		技師C	—	2.54	1.39	3.93人		
非木造建物B	棟	200㎡以上	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
		技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人		
		技師C	—	1.98	0.97	2.95人		
非木造建物C	棟	200㎡以上	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
		技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人		
		技師C	—	1.90	1.00	2.90人		
非木造建物D	棟	70㎡以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
		技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人		
		技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人		
非木造建物D	棟	130㎡未満	主任技師	—	—	0.18	0.18人	
			技師A	—	—	—	—	
		技師B	—	—	—	—		
		技師D	—	—	—	—		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dについては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付国土第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-13

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10

3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

## (4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13-1によって行うものとする。

表6-13-1

区分	単位	職種	外業			計	備考
			調査	図面等	算定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
		技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人		
		技師C	—	2.54	1.39	3.93人		
非木造建物B	棟	200㎡以上	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
		技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人		
		技師C	—	1.98	0.97	2.95人		
非木造建物C	棟	200㎡以上	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
		技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人		
		技師C	—	1.90	1.00	2.90人		
非木造建物D	棟	70㎡以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
		技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人		
		技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人		
非木造建物D	棟	130㎡未満	主任技師	—	—	0.18	0.18人	
			技師A	—	—	—	—	
		技師B	—	—	—	—		
		技師D	—	—	—	—		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dについては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。

・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-13

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10

3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

## (4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13-1によって行うものとする。

表6-13-1

区分	単位	職種	外業			計	備考
			調査	図面等	算定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとする。

表6-14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
石綿分析調査の依頼	回	主任技師	0.16	—	0.10	0.26人	
		技師 A	0.16	0.30	—	0.46人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴取に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
石綿除去処分の見積	回	主任技師	—	—	0.16	0.16人	
		技師 A	—	0.24	0.27	0.51人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴取に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(追加)

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。

表6-16

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-17

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定			
法令適合性調査（1） 木造建物	棟	-	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人		
			技師 C	—	0.43	—	0.43人		
法令適合性調査（2） 木造建物	棟	-	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人		
			技師 C	—	1.12	—	1.12人		

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定			
法令適合性調査（1） 木造建物	棟	-	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人		
			技師 C	—	0.43	—	0.43人		
法令適合性調査（2） 木造建物	棟	-	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人		
			技師 C	—	1.12	—	1.12人		

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービカル受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-18の区分によるものとする。

表6-18

区分	判断基準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備をしてある面積を含む。）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス、液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラフィック印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、わじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等その他製造等
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精練等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機械部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービカル受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16

区分	判断基準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備をしてある面積を含む。）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス、液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラフィック印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、わじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等その他製造等
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精練等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機械部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

- ロ 機械設備の調査及び算定  
 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-19により行うものとする。  
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存在するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-19

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
機械設備A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人		
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人		
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人		
			技師D	—	—	0.22	0.22人		
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人		
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人		
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人		
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人		
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人		
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人		
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-20の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積取りするのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

- ロ 機械設備の調査及び算定  
 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。  
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存在するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
機械設備A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人		
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人		
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人		
			技師D	—	—	0.22	0.22人		
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人		
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人		
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人		
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人		
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人		
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人		
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人		
			技師D	—	—	0.63	0.63人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積りを徴収して対応するものとする。  
 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用。  
 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

機械設備Aの場合

表6-20

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びD場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.0	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## ハ 機械設備

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積書の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-21によって行うものとする。

表6-21

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人		

機械設備Aの場合

表6-18

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びD場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.0	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## ハ 機械設備

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積書の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-19によって行うものとする。

表6-19

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人		

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接又は間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-22の区分によるものとする。

表6-22

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係るもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ、排水設備等を含む)、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む)、 自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む)、 釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-23により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの整備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接又は間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20の区分によるものとする。

表6-20

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係るもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ、排水設備等を含む)、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む)、 自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む)、 釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの整備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-23

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人		
			技師D	—	—	0.19	0.19人		
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人		
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人		
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人		
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-24の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人		
			技師D	—	—	0.19	0.19人		
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人		
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人		
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人		
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-24

設備の延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
4.70	6.20	7.50

## ハ 生産設備の調査及び算定

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-25によって行うものとする。

表6-25

区分	単位	職種	内業			計	備考
			外業	調査	図面等		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

## 3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外のすべてのものをいう。

## イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-26によるものとする。

表6-26

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が600㎡から1,000㎡未満のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-22

設備の延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
4.70	6.20	7.50

## ハ 生産設備の調査及び算定

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-23によって行うものとする。

表6-23

区分	単位	職種	内業			計	備考
			外業	調査	図面等		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

## (3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外のすべてのものをいう。

## イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-24によるものとする。

表6-24

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が600㎡から1,000㎡未満のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一面地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定  
 附帯工作物の調査及び算定をの区分ごとの直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-27

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独立 工作物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び基地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模に定める面積以外の場合は表6-28の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積取するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-28

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.0	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定  
 附帯工作物の調査及び算定をの区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独立 工作物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び基地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模に定める面積以外の場合は表6-26-1の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26-1

敷地面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.0	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

附帯工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-29によって行うものとする。

表6-29

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
独立工作物の見積	箇所	技師A	—	0.09	0.35	0.44人		
		技師C	—	0.22	—	0.22人		

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

- 4) 立竹木の調査及び算定  
立竹木の調査及び算定は、表6-30の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-31により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-30の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

ハ 独立工作物の見積

附帯工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26-2によって行うものとする。

表6-26-2

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
独立工作物の見積	箇所	技師A	—	0.09	0.35	0.44人		
		技師C	—	0.22	—	0.22人		

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

- (4) 立竹木の調査及び算定  
立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-28により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-30

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツグ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保全するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツグ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保全するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-31

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
用材林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師B	0.23	0.07	0.07	0.37人		
			技師C	0.23	0.47	0.18	0.88人		
			技師D	0.23	—	0.15	0.38人		
薪炭林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人		
			技師B	0.36	0.11	0.10	0.57人		
			技師C	0.36	0.68	0.31	1.35人		
			技師D	0.36	—	0.15	0.51人		
収穫樹	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	吊り棚、開墾等の調査及び算定を含む。	
			技師B	0.34	0.12	0.10	0.56人		
			技師C	0.34	0.91	0.38	1.63人		
			技師D	0.34	—	0.21	0.55人		
竹林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師B	0.14	0.13	0.06	0.33人		
			技師C	0.14	0.48	0.13	0.75人		
			技師D	0.14	—	0.14	0.28人		
苗木 (植木畑)	1,000m <sup>2</sup>	—	技師B	0.50	0.04	0.04	0.58人	開墾等の調査及び算定を含む。	
			技師C	0.50	0.52	0.37	1.39人		
			技師D	0.50	—	0.06	0.56人		

注 調査区域の地形等によって、表6-32の補正を行うものとする。

表6-32

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね30°以上)	1.40

表6-28

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
用材林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師B	0.23	0.07	0.07	0.37人		
			技師C	0.23	0.47	0.18	0.88人		
			技師D	0.23	—	0.15	0.38人		
薪炭林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人		
			技師B	0.36	0.11	0.10	0.57人		
			技師C	0.36	0.68	0.31	1.35人		
			技師D	0.36	—	0.15	0.51人		
収穫樹	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	吊り棚、開墾等の調査及び算定を含む。	
			技師B	0.34	0.12	0.10	0.56人		
			技師C	0.34	0.91	0.38	1.63人		
			技師D	0.34	—	0.21	0.55人		
竹林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師B	0.14	0.13	0.06	0.33人		
			技師C	0.14	0.48	0.13	0.75人		
			技師D	0.14	—	0.14	0.28人		
苗木 (植木畑)	1,000m <sup>2</sup>	—	技師B	0.50	0.04	0.04	0.58人	開墾等の調査及び算定を含む。	
			技師C	0.50	0.52	0.37	1.39人		
			技師D	0.50	—	0.06	0.56人		

注 調査区域の地形等によって、表6-29の補正を行うものとする。

表6-29

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね30°以上)	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものとし、その区分は表6-33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

表6-33

区分	判断基準
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあっては庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、池等によって造形されており、総合的景観が形成されていると認められるもの

表6-34

区分	単位	規模	職種	内業			計	備考
				外業調査	内業図面等	内業算定		
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-35の補正率表を適用するものとする。  
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-35

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90	5.20

5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。  
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものとし、その区分は表6-30によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-31により行うものとする。

表6-30

区分	判断基準
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあっては庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、池等によって造形されており、総合的景観が形成されていると認められるもの

表6-31

区分	単位	規模	職種	内業			計	備考
				外業調査	内業図面等	内業算定		
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-32の補正率表を適用するものとする。  
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-32

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90	5.20

5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-33によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。  
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-36

区 分	判 断 基 準	
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5㎡以下のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-37

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技 師A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技 師B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技 師C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技 師D	—	—	0.16	0.16人	

表6-33

区 分	判 断 基 準	
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5㎡以下のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技 師A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技 師B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技 師C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技 師D	—	—	0.16	0.16人	

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。

表6-38

種 目	単 位	職 種	内 業			計	備考
			外 業 調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権 利 者	技師 A	0.24	0.41		0.65人	
		技師 B	0.24	0.32		0.56人	
		技師 C	0.24	0.67		0.91人	
		技師 D				0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の算定は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-39により行うものとする。

表6-39

区 分	単 位	職 種	内 業			計	備考
			外 業 調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-39を適用するものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表6-35

種 目	単 位	職 種	内 業			計	備考
			外 業 調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権 利 者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	
		技師 D	—	—	—	0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の算定は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。

表6-36

区 分	単 位	職 種	内 業			計	備考
			外 業 調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-36を適用するものとする。

## (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-40により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査・4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-40

種 目	単 位	職 種	内 業		計	備考
			外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		
照応建物の設計案 の作成等	設計案1案あたり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人
		技師 C	—	0.41	—	0.41人
		技師 D	—	—	0.10	0.10人

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査・4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

機械設備設計標準員数

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-18のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-19の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

## (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査・4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-37

種 目	単 位	職 種	内 業		計	備考
			外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		
照応建物の設計案 の作成等	設計案1案あたり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人
		技師 C	—	0.41	—	0.41人
		技師 D	—	—	0.10	0.10人

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査・4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

機械設備設計標準員数

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-18のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

表9-14

区 分	単 位	職 種	内 業		計	
			外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人
			0.14	0.91	0.14	1.19人

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛りを70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛りを100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。

注3 本表の歩掛りは、原則として2社の見積書を徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-21再掲したものである。

生産設備設計標準員数

表9-15

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.14	0.13	0.27人	
			技師 B	0.71	0.43	1.14人	
			技師 C	0.49	—	0.49人	
			技師 D	—	0.15	0.15人	
生産設備 B	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.15	0.18	0.33人	
			技師 B	0.88	0.46	1.34人	
			技師 C	0.70	—	0.70人	
			技師 D	—	0.19	0.19人	
生産設備 C	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.15	0.16	0.31人	
			技師 B	0.58	0.32	0.90人	
			技師 C	0.48	—	0.48人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.09	0.09	0.18人	
			技師 B	0.50	0.16	0.66人	
			技師 C	0.21	—	0.21人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	

注1 本表の区分は、表6-22のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積(単なる再配置面積は、除く。)

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-23の調査内業(図面等)及び算定の合計の人員である。

表9-14

区 分	単 位	職 種	内 業		計	
			外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人
			0.14	0.91	0.14	1.19人

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛りを70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛りを100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。

注3 本表の歩掛りは、原則として2社の見積書を徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-19再掲したものである。

生産設備設計標準員数

表9-15

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.14	0.13	0.27人	
			技師 B	0.71	0.43	1.14人	
			技師 C	0.49	—	0.49人	
			技師 D	—	0.15	0.15人	
生産設備 B	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.15	0.18	0.33人	
			技師 B	0.88	0.46	1.34人	
			技師 C	0.70	—	0.70人	
			技師 D	—	0.19	0.19人	
生産設備 C	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.15	0.16	0.31人	
			技師 B	0.58	0.32	0.90人	
			技師 C	0.48	—	0.48人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.09	0.09	0.18人	
			技師 B	0.50	0.16	0.66人	
			技師 C	0.21	—	0.21人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	

注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積(単なる再配置面積は、除く。)

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-20の調査内業(図面等)及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表9-16

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59人		
		技師A	0.23	0.41	0.23	0.87人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛りを70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛りを100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。

注3 本表の歩掛りは、原則として2社の見積書を徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-25を再掲したものである。

### 3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、見積徴収(部材等の見積を除く)により再算定を行う場合は、表6-13-1、表6-15、表6-21、表6-25及び表6-29の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。

なお、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときは、直接人件費の70パーセントに補正するものとする。

見積徴収者員数

表9-16

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59人		
		技師A	0.23	0.41	0.23	0.87人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛りを70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛りを100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。

注3 本表の歩掛りは、原則として2社の見積書を徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-23を再掲したものである。

### 3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、見積徴収(部材等の見積を除く)により再算定を行う場合は、表6-13-1、表6-19、表6-23及び表6-26-2の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。

なお、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときは、直接人件費の70パーセントに補正するものとする。

第16 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、当該消費税等調査の対象としないものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表16-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.16	0.09	—	0.25人	
			技師 B	0.16	0.13	—	0.29人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表16-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.08	0.09	—	0.17人	
			技師 B	0.08	0.13	—	0.21人	

第16 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、当該消費税等調査の対象としないものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表16-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.15	0.09	—	0.24人	
			技師 B	0.15	0.13	—	0.28人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表16-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.06	0.09	—	0.15人	
			技師 B	0.06	0.13	—	0.19人	

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	公園等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100		
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。
		追跡		人	1	
	図解等転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	建物等調査		使用者		1	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物	見積		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査			棟	1	
	右端分析調査の依頼			回	1	
	右端除去処分	見積		回	1	
	機械設備		事業所		1	
機械設備	見積		台	1		
生産設備		設備		1		

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	公園等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100		
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。
		追跡		人	1	
	図解等転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	建物等調査		使用者		1	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物	見積		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査			棟	1	
	機械設備		事業所		1	
	機械設備	見積		台	1	
	生産設備		設備		1	
生産設備	見積		台	1		